



大 監 発 第 3 0 号

令 和 4 年 1 月 2 5 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 二宮 由子

令和3年度財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

なお、この監査結果報告に基づき、又はこの監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 財政援助団体 東大和市シニアクラブ連合会
所管部署 福祉部 高齢介護課
- 3 監査の範囲 令和2年度及び3年度に交付した補助金等に係る出納及び事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和3年10月5日（火）から令和4年1月24日（月）
- 5 監査の方法 補助金が補助目的に従って使用され、十分な効果を上げているか、関係書類を試査、精査するとともに、団体責任者等へ説明聴取を実施する。

また、補助金交付に関する事務について、交付手続き等が適正に行われているか、関係書類を試査、精査するとともに、関係職員へ説明聴取を実施する。

6 監査の着眼点

所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 財政援助団体等への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体等

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。
- (8) 精算に伴う返還金の返還時期は適正か。

7 財政援助団体等の概要

(1) 役員及び構成員の内訳

東大和市シニアクラブ連合会

【役員】

会長1名、副会長3名、会計2名、監事2名、理事4名

【構成クラブ及び人員】 324名

- ・奈良橋長生会 75名
- ・高木福寿会 36名
- ・東友会 39名
- ・幸の会 66名
- ・新成会 39名
- ・桜が丘友和会 34名
- ・好友会 35名

(2) 事業概要

東大和市シニアクラブ連合会は、東京都老人クラブ運営要綱に基づき設立された東大和市の老人クラブをもって構成し、老人クラブの普及発展と相互の親睦を図り、老人福祉の向上に努め、もって社会の発展に寄与することを目的に次の事業を行う。

- ① 教養・保健・奉仕・レクレーションその他の諸活動
- ② 老人クラブに関する調査、連携及び調整
- ③ ①②に掲げるもののほか、東大和市シニアクラブ連合会の目的達成に必要な事業

8 補助金等の概要

高齢介護課所管分（東大和市老人クラブ等補助金）

◎補助対象事業

・一般事業

- ① 老人クラブの育成・指導事業
- ② 仲間づくりの促進、他世代との交流促進事業
- ③ 調査、研究、広報活動事業
- ④ 活動推進員等他の指導者との連携事業
- ⑤ その他社会活動事業

・健康づくり事業

- ① 健康づくりに関する実践活動事業
- ② 健康に関する知識等についての普及・啓発事業
- ③ 心の健康づくりに関する事業
- ④ 低栄養予防に関する事業
- ⑤ 介護予防に関する事業
- ⑥ その他高齢者の健康づくりに関するもの

◎令和2年度補助金確定額及び令和3年度交付決定額

【令和2年度確定額】 735,152円

- ① 一般事業費 729,282円
- ② 健康づくり事業費 5,870円

【令和3年度交付決定額】 1,083,587円

- ① 連合会割 180,420円 (年額)
- ② 会員割 20,167円 (4月1日現在の会員数301名×年額67円)
- ③ 均等割 832,000円 (年額)
- ④ 健康づくり事業：51,000円

9 監査結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、補助金等に係る出納及び事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行等について、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。

〈高齢介護課〉

◎改善を求めるもの

1 補助金の交付について

令和3年度東大和市老人クラブ等補助金交付要綱第3条に規定している、補助対象となる経費は、該当する事業に係る経費のうち、報償費、需用費(食糧費を除く)、役員費並びに使用料及び賃借料となっている。

この補助対象をより分かりやすくするために「補助対象経費の支出例」等を作成し、連合会に配布も行っているが、補助金交付要綱の規定と合致していない支出が見られる。

連合会の現状を踏まえ、補助金が効果的に活用され、連合会が持続及び発展できるよう、時勢に則した見直しを図るよう要望する。

また、連合会の役員の交替もあり得ることから、その内容が十分に伝わるよう、定期的な説明を実施するとともに連合会から補助金に対する事業計画書や収支予算書等が提出された時点で内容の確認を十分に行うよう要望する。

◎要望するもの

2 健康寿命の延伸を活性化させる高齢者への働きかけについて

令和3年度の市長施政方針では、「シニアが活躍できるまち」の実現を目指していくためには、生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまちづくりが必要である。

加えて、市制50周年記念事業として発表した「健幸都市宣言」に基づき、健康寿命の延伸等に取り組むとしている。

新型コロナウイルス感染症の影響から、市が掲げる「通いの場の拡充等による介護予防の推進」について、思うような取り組みができない状況ではあるが、健康増進や介護予防等に携わる団体と東大和市シニアクラブ連合会の連携も視野に入れ、市民の健康寿命の延伸等につなげるための基盤整備や、コロナ禍にあって、外出する機会が減る中、高齢者の不安が少しでも解消される取り組みの創出に努めるよう要望する。

〈東大和市シニアクラブ連合会〉

◎要望するもの

1 各老人クラブの東大和市シニアクラブ連合会への加入について

当市において、老人クラブは17団体あるが、東大和市シニアクラブ連合会への加入は7団体となっており、近隣市に比べ加入率が低い状況となっている。

まず、老人クラブ共通の課題として、会員数の減少や会員の高齢化があり、連合会に加入することが負担になっている可能性があるとの話も高齢介護課からあった。

老人クラブ同士の親睦を深められるよう、連合会の役割や加入することによるメリットを様々な機会を捉え丁寧に説明するなど、高齢介護課と連携し、関連団体の協力を得ながら加入率がアップする取り組みを実施するよう要望する。

東大和市シニアクラブ連合会の取り組みが各老人クラブに持ち帰られ、市内全体の老人クラブの会員に浸透することにより、市内全体の高齢者の心と体の健康や高齢者の孤立を防ぐことなどにつなげられるよう期待する。